

競争参加資格停止措置の概要

1 競争参加資格停止措置業者名及び住所：

競争参加資格停止措置業者名 株式会社ヴェネックス	住 所 兵庫県養父市大屋町大屋市場4番地
-----------------------------	-------------------------

2 競争参加資格停止措置期間：

平成31年4月17日から令和元年7月16日まで3ヶ月

3 競争参加資格停止措置理由

<該当案件>

神戸みなと寮・神戸港湾寮取壊し工事設計監理業務
神戸港湾労働者福祉センター宿舍取壊し工事設計監理業務

当該業務を落札したにもかかわらず契約を辞退したことは、競争参加資格の停止等の措置を定める件（平成23達第89号）第3条別表第2第12号（不誠実な行為）に該当する。

<平成23年達第89号 別表第2>

(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内
--	----------------------

問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約第一課工事契約係

TEL 043-213-6420、6421、6422(直通)